

公 示

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第二項の規定により、別紙の表の上欄に掲げる史跡のうち同表の下欄に掲げる地域を特別史跡に指定します。

令和八年二月二十五日

文部科学大臣 松本洋平

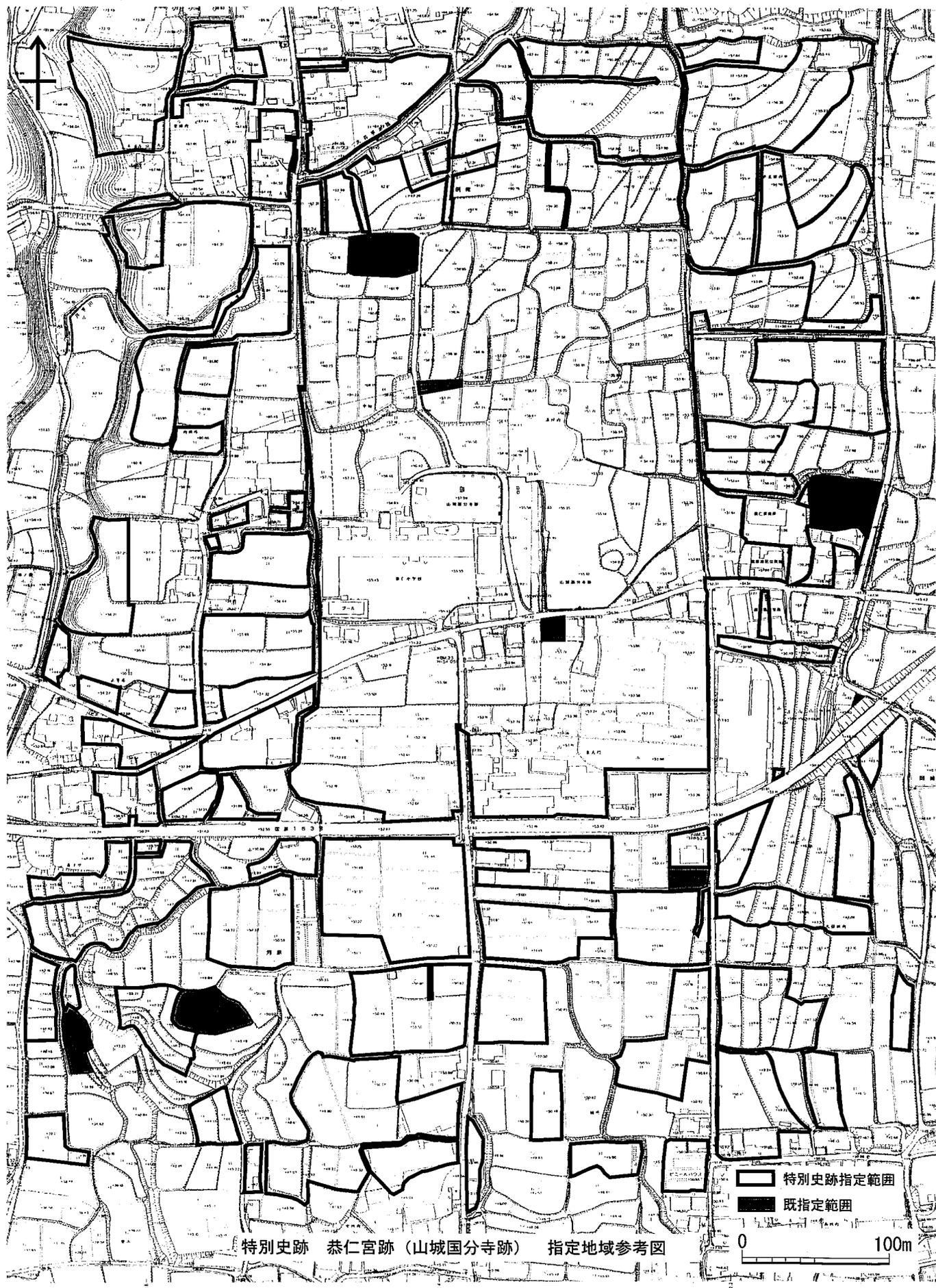
（官報告示 令和八年二月十七日付け文部科学省告示第十九号）

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 一 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 二 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第一三九号）の規定により、この処分があつたことを知つた日から六か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があつたことを知つた日から六か月以内であっても、処分の日から一年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

(別紙)

上		欄		下	
名称	関係告示	所在地	地域		
恭仁宮跡（山城国分寺跡）	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十六号、平成十九年文部科学省告示第十一号、平成二十年文部科学省告示第二百二十六号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号、平成二十九年文部科学省告示第十三号、平成三十年文部科学省告示第十八号、平成三十一年文部科学省告示第二十六号、令和四年文部科学省告示第四百四十四号、令和七年文部科学省告示第八十一号及び令和八年文部科学省告示第十八号	京都府木津川市加茂町	参考図のとおり。 備考 参考図の詳細は京都府文化財担当部局及び木津川市文化財担当部局に備えおいて縦覧に供する。		



特別史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）指定・説明

1 名称 特別史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）

2 所在地 京都府木津川市加茂町岡崎考1番1ほか
（別紙官報告示写しのとおり）

3 指定理由

（1）基準 史跡の部第二

都城跡、国郡庁、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡

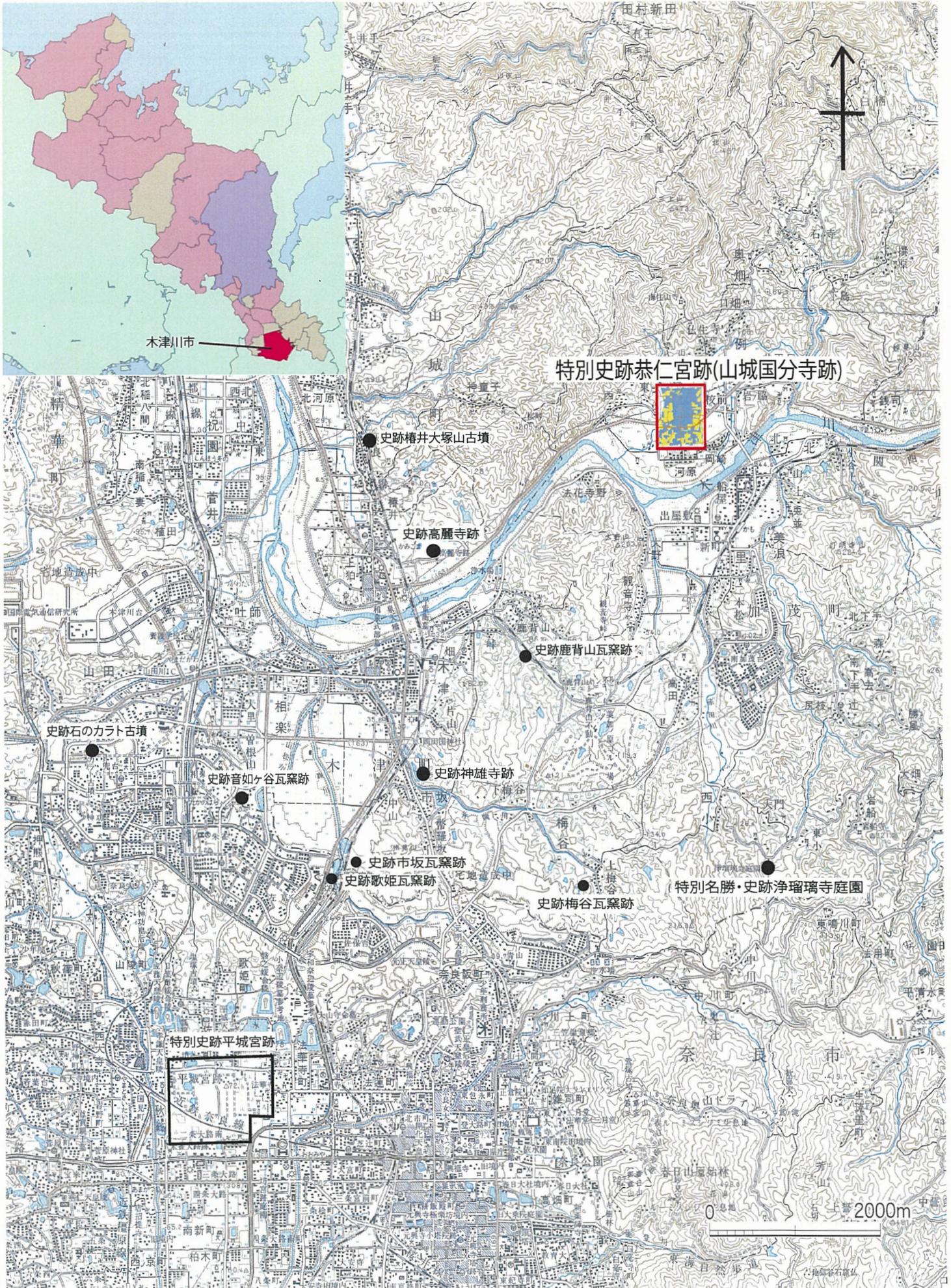
（2）説明

天平12年（740）に聖武天皇が遷都を宣言し、以後3年3ヵ月、平城宮に替わって営まれた宮都が恭仁宮であり、平城遷都後に山城国分寺がその地に造営された遺跡である。恭仁宮は、聖武天皇が自らの鎮護国家思想実現に向けて宣言した国分寺建立の詔や、古代国家の土地制度について大きな転換点となった墾田永年私財法が出された、奈良時代を象徴する政治舞台である。

平城宮から大極殿が移築され、その大極殿が廃都後に山城国分寺に施入されてその金堂となる等、宮跡を国分寺とした類のない遺跡である。現在も大極殿基壇や国分寺の塔基壇が残り、さらに長年にわたる京都府教育委員会、木津川市（旧加茂町）教育委員会の発掘調査によって朝堂院や2つの内裏地区といった宮の施設、山城国分寺の僧房と想定される建物遺構等が検出されており、特徴的な構造を持った宮であり、かつ伽藍中枢が保存されている国分寺の遺跡であることが判明している。

近年では、『続日本紀』に記される元日朝賀の記事を裏付けるような幢旗の遺構が検出され、また2つの内裏地区の造営に時期差を求める考えが出されるなど、奈良時代の具体的な政治の動きを物語る貴重な遺跡である。古代宮都の変遷やあり方を伝え、国分寺として鎮護国家思想を体現した場となる等、学術上の価値が非常に高く、我が国の歴史を知る上できわめて重要な遺跡である。

4 官報告示 令和8年2月17日付（文部科学省告示第18・19号）



特別史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)

木津川市

史跡石のカラト古墳

史跡音如ヶ谷瓦窯跡

史跡神雄寺跡

史跡市坂瓦窯跡

史跡歌姫瓦窯跡

史跡梅谷瓦窯跡

特別名勝・史跡浄瑠璃寺庭園

特別史跡平城宮跡

0 2000m

位置図

- 今回指定する史跡
- 既指定史跡

